

# Open SDV Initiative 競争法に関わるコンプライアンス規則

2024年10月7日制定

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規則は、国立大学法人東海国立大学機構（以下、「東海国立大学機構」という）が主催する Open SDV Initiative（以下、「本活動」という）が活動を行うにあたり、日本国における「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」、及び「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」、ならびに諸外国の競争法（以下、あわせて「競争法」という）を遵守するための規則及び活動指針を定め、もって本活動の活動が競争法に違反することを防止することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本規則は、本活動におけるすべての活動に適用される。

### (責任者)

第3条 本活動の競争法コンプライアンス統括責任者（以下、「統括担当者」という）は東海国立大学機構名古屋大学大学院情報研究科附属組込みシステム研究センター長とし、競争法コンプライアンス担当責任者（以下、「担当責任者」という）を同研究センタークレスコ SDV 研究室長とする。

- 2 担当責任者は、本規則が適切に運用されるよう努めなければならない。
- 3 担当責任者は、本規則に違反する事実及びその疑いがあると認められた時は、速やかに統括責任者に報告しなければならない。

## 第2章 会議の運営

### (禁止行為)

第4条 本活動、本活動の参加組織（以下、「参加組織」という）及び参加組織の構成員は、議長を定めて議事録に記録を残す会議等（以下、本活動が主催するすべての会議を合せて「会議」という）、及び懇親会、交流会、見学会等（以下、会議以外で本活動の活動とされるすべての会合を「会合」という）において、「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」に示す行為を含む一切の競争法違反行為及びその疑いを惹起する行為を行わない。

### (会議)

第5条 会議又は会合の開催に際しては、次の対応を行う。

#### (1) 会議又は会合における議題・資料の事前確認

- ① 会議の議長及び会合主催者は、会議又は会合において予定される議題及び配布

される資料について、「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」に示す行為を含む一切の競争法違反行為及びその疑いを惹起する内容が含まれていないかを事前に確認しなければならない。

(2) 会議開始時

- ① 議長は、会議冒頭において、全ての出席者ととも競争法及び本指針を遵守することを確認する。

(3) 議事進行時

- ① 会議の議長は、会議において、競争法上問題となるおそれがある発言をした者に対して直ちに発言の中止を要求する。当該要求にもかかわらず、発言者が発言を中止しない場合、議長は当該会議を直ちに終了し、当該終了事由を議事録に記録する。
- ② 会合主催者は、会合において、競争法上問題となるおそれがある発言をした者に対して直ちに発言の中止を要求する。当該要求にもかかわらず、発言者が発言を中止しない場合、会合主催者は当該会合を直ちに終了する。
- ③ 出席者は、会議又は会合の進行中において、他の出席者の発言が競争法上問題となるおそれがあると判断した場合には、議長、又は会合主催者に対して発言者への注意を促す等、議長又は会合主催者の議事進行を補佐する。
- ④ 議長、又は会合主催者は、競争法上問題となるおそれがある発言があった事実を、担当責任者に報告するものとし、報告を受けた担当責任者は、当該発言を行った者に対する注意等適切な対応をとる。

(4) 会議終了後

- ① 議長から指名された議事録作成者は、会議終了後、速やかに議事録を作成するものとする。議事録には第5条(2)①に述べる確認を実施したことを記載する。
- ② 前項の議事録には、別に定める議事録記載事項のほか、会議において出席者が不適切な言動を行った場合の対応の記録を残す観点から必要となる事項を記載するものとする。

### 第3章 統計業務

#### (統計業務)

第6条 統計業務は、担当責任者が統括する業務とし、東海国立大学機構の職員を当該業務に係る責任者及び担当者たる職員（以下、「統計担当者」という）に指名する。

- 2 統計担当者は、参加組織から提供を受ける統計情報を機密事項として扱い、統計業務の報告で必要な場合のみ統計情報を提供した参加組織の統計担当者と接触し、それ以外での接触を行わない。参加組織、外部との情報遮断を行う等、厳重な情報管理を徹底する。
- 3 統計担当者が統計情報提供参加組織や東海国立大学機構の職員に提供する統計情報は、個別参加組織の情報の特定及び抽出ができなくなる程度に集合化した情報のみとする。ただし、参加組織がホームページ等で一般に公開し、誰もが容易に収集できる

情報については、本活動の統計担当者が情報を収集し、担当責任者の判断により、参加組織各社に提供することができる。

#### （自主規格・基準等）

第7条 本活動が制定する自主規格・基準等（以下、「自主規格等」という）は、特定の事業者（参加組織以外の組織を含む）に対して、競争法上問題となり得る差別的な内容とならないよう十分に検討の上、定めるものとする。

2 本活動は自主規格等の利用を参加組織に強制するなどの自主規格等の利用上、競争法上問題となる行為を行わない。

3 本活動は自主規格等を制定するとき、参加組織から十分な意見聴取を行うとともに、必要に応じ、第三者等との間で意見交換又は意見聴取を行うものとする。

### 第4章 その他

#### （東海国立大学機構の職員に対する研修）

第8条 本活動は東海国立大学機構の職員に対して、競争法コンプライアンスに関する研修を必要に応じ実施し、各人の知識向上に努める。

#### （本規則の周知）

第9条 本活動は、本規則の参加組織への周知を図るものとする。

#### （違反処分及び再発防止）

第10条 本規則に違反又は違反するおそれのある事態が発生した場合、担当責任者は、その原因について調査・分析を行い、適切な再発防止策を講じる。

2 参加組織が本規則に違反した場合は、東海国立大学機構において慎重に審議し、違反参加組織の意見を十分に聞いた上で、参加組織に対して処分を行うことができる。

3 前項の処分の内容は都度協議して定める。

#### （罰則）

第11条 東海国立大学機構の職員が、本規則に違反する行為を行った場合は、東海国立大学機構職員就業規則に従って懲戒処分とすることができる。

#### （規則の改廃）

第12条 本規則の改廃は、東海国立大学機構が行う。

### 附則

1 この規則は、2024年10月7日から施行する。